

# 天海訴訟は、65歳を迎える障害者共通の問題 支援する会に皆さまのご支援を



重度の障害者の人たちは障害者総合支援法により、自宅内でのヘルパー介護や外出時の介助などの福祉サービスを活用し、毎日元気に生活し、また社会へ参加しています。

ところが65歳になると介護保険法適用へ強制的に移行させられます。障害者総合支援法第7条が介護保険を優先して適用することを定めているからです。

天海正克さん（あまがい・まさかつ：66歳・千葉市）は65歳で障害者福祉サービスを打ち切られました。介護保険を申請しなかったためです。

一人の障害者が、身体の変化や環境の変化等何もなく、また生活スタイルの変更希望もないのに、昨日までは支援法、今日からは介護保険法とされてしまうのです。

その結果、それまで負担金無料で活用してきた福祉サービスが、毎月1万5千円必要になります。（住民税非課税世帯の場合）

また自らの意思で社会参加を目的とした総合支援法の適用をうけてきたのに、目的の異なる介護保険法を強制的に適用されてしまうという、一個人としての尊厳を大きく傷つけられました。

この問題は「65歳の壁」として全国の障害者の方々と共通の問題です。障害者を年齢だけで差別するような法律は改められるべきです。

1. 障害者総合支援法7条の解釈の誤り
2. 憲法14条1項（平等）及び25条1項（生存権）違反
3. 障害者の権利に関する条約違反

として、裁判で追求していきます。

皆さまとご一緒に支援の輪を広げたいと存じます。支援する会にご入会ください。



〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222 グリーンハイツ109 障千連内 TEL・FAX 043-308-6621	<b>会費・カンパ金 振込先</b> 〒振替 00180-6-27389 障千連 通信欄に「天海訴訟」と書いてください
---	---

天海訴訟を支援する会 に入会します。			
氏名・ 団体名		TEL/FAX	個人・団体
住所	〒		団体は担当者名
Eメール アドレス		@	メーリングリスト 登録 可・否
会費	1口 500円×	口 =	円

**FAX 043-308-6621**（切り取らず、このままFAXしてください）

## 天海訴訟を支援する会 会則

2015.11.16

1. この会の名称は「天海訴訟を支援する会」とします。
2. この会は、千葉市花見川区幕張町 5-417-222 幕張グリーンハイツ 109 号に事務所を置きます。
3. この会は、天海正克氏が提訴した裁判の勝利を目指し、支援することを目的とします。
4. この会の目的を達成するため、裁判の傍聴、支援集会や学習会の開催、ニュース発行などの広報活動、その他必要なことを行ないます。  
また、全国各地で取り組まれている、同趣旨裁判の支援活動、障害者の生活と権利を守る運動とも連帯します。
5. この会の会員は、この会の目的に賛同する個人会員及び団体会員とします。
6. この会の企画・運営は、支援者会議で協議、決定します。
7. この会の役員は次のとおりとし、支援者会議の構成員とします。
  - (1) 代表 1名
  - (2) 副代表 若干名
  - (3) 事務局長 1名
  - (4) 事務局次長 若干名
  - (5) 支援委員 (団体及び個人会員)
8. この会の運営経費は、会費 年額 1 口 5 0 0 円 (個人団体とも)、寄付金及びその他の収入でまかないます。
9. この会則に定めない事項については、支援者会議で検討し処理します。

附則 1. この会の設立年月日は、2015 年 11 月 16 日とします。

同 2. この会則は、2015 年 11 月 16 日から適用します。